

静岡県土採取等規制条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第25号

静岡県土採取等規制条例を廃止する条例

静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にされている廃止前の静岡県土採取等規制条例第2条に規定する土の採取等については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出が受理されるまでの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（静岡県盛土等の規制に関する条例の一部改正）

- 4 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>（静岡県土採取等規制条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 この条例の施行の際現にされている前項の規定による改正前の静岡県土採取等規制条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に掲げる行為については、この条例第4章の規定の適用を受けることとなるまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>8 この条例の施行前にした改正前の条例第2条第2号に掲げる行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同号に掲げる行為に関する静岡県土採取等規制条例第9条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。</p> | <p>附 則</p> <p>（静岡県土採取等規制条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>7 この条例の施行の際現にされている前項の規定による改正前の静岡県土採取等規制条例第2条第2号に掲げる行為については、<u>法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出が受理されるまで（当該届出が受理されるまでの間にこの条例第4章の規定の適用を受けることとなった場合にあっては、その時まで）</u>の間は、なお従前の例による。</p> |

9 この条例の施行前にした行為及び附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。